

○会津若松市建設工事請負契約規程

平成8年4月12日

会津若松市告示第22号

改正 平成9年3月31日告示第20号

平成9年12月20日告示第95号

平成14年3月27日告示第25号

平成14年11月29日告示第80号

平成16年3月31日告示第17号

平成19年3月9日告示第11号

平成20年3月24日告示第18号

平成20年5月26日告示第43号

平成23年3月25日告示第12号

平成24年3月9日告示第29号

平成25年3月11日告示第15号

平成25年9月3日告示第83号

平成25年12月19日告示第107号

平成27年9月30日告示第83号

平成29年2月16日告示第6号

令和3年3月30日告示第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、会津若松市財務規則（平成5年会津若松市規則第12号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、市が行う建設工事請負契約に関する必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請負工事 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により受注者を定めて執行する工事をいう。
- (2) 受注者 工事の請負契約を締結した者をいう。
- (3) 設計図書 図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書を含む。)

をいう。

(受注者の資格要件)

第3条 工事の受注者は、市長が別に定める建設工事に係る入札参加に必要な資格を有する者でなければならない。

(工事の見積期間)

第4条 市長は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては、契約を締結する以前に、入札の方法により競争に付する場合にあつては、入札を行う以前に、次に掲げる見積期間を設けなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

(1) 工事1件の予定価格が500万円未満の工事については、1日以上

(2) 工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事については、10日以上

(3) 工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

(入札書及び見積書)

第5条 入札者及び見積者は、入札書(第1号様式)又は見積書(第2号様式)に必要事項を記載し、提出しなければならない。ただし、電子入札による入札については、別に定めるところによる。

(工事請負契約の締結)

第6条 請負契約は、建設工事請負契約書(第3号様式)により締結し、その附属書類として設計図書並びに第8条の表約款第3条第1項に定める請負代金内訳書の項及び同表約款第3条第1項に定める工程表の項に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が契約の性質その他特別の事由により附属書類を添付する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、請負契約に係る請負金額が100万円未満のときは、建設工事請書(第4号様式)をもって建設工事請負契約書に代えることができる。

3 契約の履行に関しては、建設工事請負契約書又は建設工事請書によるほか、会津若松市工事請負契約約款(以下「約款」という。)により、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

4 請負契約の内容を変更する場合においては、建設工事変更請負契約書(第5号様式)又は建設工事変更請書(第6号様式)によるものとする。この場合において、これらの様式中内容に変更がない事項については、その記載を要しない。

(工事の着手)

第7条 請負工事の着手期日は、特に期日を定めたものを除き、請負契約締結の日から10日以内とし、受注者は、工事に着手するときには、市長に着手届（第7号様式）を提出しなければならない。

(関係様式)

第8条 請負工事に係る関係様式については、次の表の左欄に定める用途に従い、同表右欄に定める様式とする。

用途	様式
約款第5条に定める権利義務並びに工事目的物等の譲渡（請負代金の請求権の譲渡を除く。）、承継及び貸与について承認を求める申請	承認申請書（第8号様式）
約款第5条に定める権利義務の譲渡のうち請負代金の請求権の譲渡について承認を求める申請	建設工事請負代金請求権譲渡承認（変更承認）願（第9号様式）
約款第3条第1項に定める請負代金内訳書	本工事費内訳書（第10号様式）
約款第3条第1項に定める工程表	工程表（第11号様式）
約款第11条の規定による履行報告（設計図書で別に定める場合を除き工期が30日以上で市長が請求した場合の工事の進ちょく状況の報告）	工事履行報告書（第12号様式）
約款第9条第1項の規定による監督員の通知	監督員通知書（第13号様式）
約款第9条第2項第1号の規定による監督員の指示、承諾又は協議	工事打合せ簿（第14号様式）
約款第9条第2項第2号に定める設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾	工事打合せ簿
約款第9条第2項第3号に定める設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）	確認書（第15号様式）

約款第10条第1項の規定による現場代理人等の通知	現場代理人等通知書（第16号様式）
約款第13条第3項に定める工事材料の検査の請求	工事材料確認申請書（第17号様式）
約款第14条第3項に定める工事写真の整備	工事写真（第18号様式）
約款第15条第3項に定める支給材料の受領書	支給品受領書（第19号様式）
約款第15条第3項に定める貸与品の借用書	貸与品借用書（第20号様式）
約款第15条第9項に定める支給品の返還	支給品清算書（第21号様式）
約款第15条第9項に定める貸与品の変換	貸与品返納書（第22号様式）
約款第18条第1項の規定による条件等の不一致の通知	工事打合せ簿
約款第20条第1項及び第2項に定める工事の一時中止	工事一時（一部）中止について（第23号様式）
約款第20条第1項及び第2項に定める工事の一時中止の解除	工事一時（一部）中止の解除について（第24号様式）
約款第21条の規定による工期の延長変更の請求	工期延長願（第25号様式） 変更工程表（第26号様式）
約款第25条第7項に定める請負代金額の協議	賃金又は物価の変動による協議書（第27号様式）
約款第29条第1項の規定による損害の発生状況の報告	請負工事被害状況報告書（第28号様式）
約款第29条第2項の規定による損害状況の確認	請負工事被害確認書（第29号様式）
約款第29条第3項の規定による損害による費用負担の請求	損害負担申請書（第30号様式）
約款第31条第1項の規定による工事の完成の通知	工事完成届書（第31号様式）
約款第31条第2項の規定による検査結果の通知	工事検査結果書（第32号様式）
約款第31条第4項の規定による工事目的物の	工事完成引渡書（第33号様式）

引渡しの出	
約款第33条第1項の規定による部分使用の同意の請求	施設の部分使用の同意について（第33号様式の2）
約款第33条第1項の規定による部分使用に係る確認検査結果の通知	部分使用に係る確認検査結果書（第33号様式の3）
約款第34条第5項の規定による中間前金払の認定の請求	中間前金払認定請求書（第34号様式）
約款第34条第5項の規定による中間前金払の認定	中間前金払認定調書（第35号様式）
約款第37条第1項の規定による部分払の請求	部分払申請書（第36号様式）

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、事前に監督員の確認を受けた場合に限り、同項に定める様式において記載すべき事項がすべて記載されている書類を、当該様式に代えて提出することができる。

（適用除外）

第9条 この規程の規定は、財務規則第103条第4号に規定する請負契約については、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、告示の日から施行する。  
（会津若松市建設工事請負契約規程の廃止）
- 2 会津若松市建設工事請負契約規程（昭和53年会津若松市告示第17号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

（経過規定）

- 3 この規程の施行の前日に、旧規程の規定に基づいて提出された届出書、申請書又は通知書は、この規程の規定に基づいて提出された届出書、申請書又は通知書とみなす。

附 則（平成9年3月31日告示第20号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年11月20日告示第95号）

（施行期日）

- 1 この規程は、告示の日から施行する。  
（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成14年 3 月27日告示第25号）

この規程は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年11月29日告示第80号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 3 月31日告示第17号）

この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月 9 日告示第11号）

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月24日告示第18号）

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 5 月26日告示第43号）

（施行期日）

- 1 この規程は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成23年 3 月25日告示第12号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に作成されている改正前の会津若松市建設工事請負契約規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則（平成24年 3 月 9 日告示第29号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に作成されている改正前の会津若松市建設工事請負契約規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則（平成25年 3 月11日告示第15号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に作成されている改正前の会津若松市建設工事請負契約規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則 (平成25年9月3日告示第83号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月19日告示第107号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第1号様式及び第2号様式の規定は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条の規定による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）（以下「新消費税法」という。）が適用される契約について適用し、新消費税法が適用されない契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年9月30日告示第83号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に作成されている改正前の会津若松市建設工事請負契約規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則 (平成29年2月16日告示第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に作成されている改正前の会津若松市建設工事請負契約規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に作成されている改正前の会津若松市建設工事請負契約規程に定める様式(第3号様式及び第4号様式を除く。)による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。